議員提出議案第１４号

公文書の適切な管理運営を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出する。

平成２９年１２月１５日　提　出

提出者	琴浦町議会議員	桑　本　賢　治
賛成者	同	新　藤　登　子
	同	井　木　　裕
	同	桑　本　　始
	同	前　田　智　章
	同	青　亀　壽　宏
	同	川　本　正　一　郎
	同	藤　本　則　明
	同	大　平　高　志

平成２９年１２月　　日

琴浦町議会議長　　手　嶋　正　巳

公文書の適切な管理・運営を求める意見書

公文書は、国民全体の共有財産である。そのとき、その議案・法案・条例はどのような経過で提案され、行政行為はどのような議論・決裁過程でなされたのか。後に検証する過程で、重要な史料となる。

ご承知のように、公文書管理法では、行政文書を、①省庁の職員が作成または取得②組織的用途に供するもの③省庁が保有するものと定義される。

この②「組織的用途」に関しては、省庁の共有フォルダーにある行政文書を「個人メモ」といって公開せず、破棄していた事が問題になった。これが許されるならば、なんでも恣意的に情報公開の対象にならない事になってしまう。

また、文書の保存期間には様々あるが、保存期間が１年未満とされるものもある。行政プロセスでは、大量の文書が出るところ、軽易かつ重要度の低い文書については、１年未満の保存期間とすることは理解できる。一方、この文書に該当すると言ってしまえば、その期間後に、事案の検証は困難になるため、このカテゴリと設定する文書の妥当性についても検証が必要である。

ガイドライン等において、文書の種類に応じた適切な管理機関の設定が必要である。なにより、各省庁の事務サイドにおいて、公文書が意思決定の妥当性を後に検証する過程において必要な史料であるとの認識を持ち、当該機関や、ガイドラインを守ろうとする意識が必要であって、各省庁部局における研修機会の充実が必要であり、貴職において適切な措置を講じられるよう、地方自治法第９９条の規定に基づいて意見書を提出する

平成２９年１２月１５日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

内閣総理大臣

総務大臣

衆議院議長

参議院議長